

那珂市議会 総務生活常任委員会記録

開催日時 令和6年3月19日(火) 午前10時
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 小池 正夫 副委員長 君嶋 寿男
委員 桑澤 直亨 委員 木野 広宣
委員 渡邊 勝巳 委員 萩谷 俊行
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 木野 広宣 事務局長 会沢 義範
次長 秋山 雄一郎 次長補佐 岡本 奈織美

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明	企画部長 渡邊 荘一
秘書広聴課長 海野 直人	秘書広聴課長補佐 鈴木 伸一
政策企画課長 篠原 広明	政策企画課長補佐 宇佐美 智也
財政課長 大内 正輝	財政課長補佐 照沼 克美
総務部長 玉川 一雄	総務課長 加藤 裕一
総務課長補佐 小泉 友哉	総務課職員G長 川勾 貴弘
管財課長 川崎 慶樹	管財課長補佐 稲田 政徳
税務課長 小林 正博	税務課長補佐 鈴木 正寿
収納課長 片野 弘道	収納課長補佐 植田 徹也
市民生活部長兼危機管理監 平野 敦史	
防災課長 石井 宇史	防災課長補佐 疋田 克彦
市民協働課長 秋山 光広	市民協働課長補佐 山田 明
市民課長 関 雄二	市民課長補佐 飯村 秀樹
環境課長 綿引 稔	環境課長補佐 萩津 厚緒
環境課環境G長 畠山 智光	会計管理者 茅根 政雄
会計課長補佐 高畠 啓子	消防長 小田部 茂生
消防本部参事兼予防課長 寺門 芳和	
消防本部総務課長 寺門 薫	消防本部警防課長 寺門 弘文
東消防署長 堀江 正美	西消防署長 後藤 健仁

会議事件

(1) 議案第1号 専決処分について(令和5年度那珂市一般会計補正予算(第8号))

…原案のとおり承認すべきもの

- (2) 議案第2号 那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第4号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第10号 那珂市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第11号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第13号 那珂市まちづくり振興基金条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (7) 議案第14号 那珂市犯罪被害者等支援条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (8) 議案第15号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第9号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (9) 議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算
…原案のとおり可決すべきもの
- (10) 議案第21号 令和6年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
…原案のとおり可決すべきもの
- (11) 議案第24号 令和6年度那珂地方公平委員会特別会計予算
…原案のとおり可決すべきもの
- (12) 議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議について
…原案のとおり可決すべきもの
- (13) 陳情第1号 地球温暖化に耐する那珂市の取り組みに関する陳情等
…不採択すべきもの
- (14) 陳情第2号 瓜連地区説明会に関する情報公開の陳情
…不採択すべきもの

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 改めて、おはようございます。

本日は、改選後、メンバーも入れ替えましての初めての総務生活常任委員会となりました。常任委員長を承りました小池でございます。2年間、ひとつよろしくお願い申し上げます。

花粉の時期でもありまして、ちょっとお聞き苦しい点多々あろうかと思っておりますけれども、ご容赦のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、議案が12件、陳情2件でございます。慎重なるスムーズな審議をよろしくお願い申し上げます。

開会前にご連絡いたします。

本日は、換気のため廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能といたします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際は、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにご配慮お願い申し上げます。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。

今日は穏やかですけれども、昨日はすごい風で、今朝来るときものぼり旗が本当はかなり破損しているというか、昨日は台風のような天気でした。今回、議会も新体制となりまして、小池委員長、君嶋副委員長の下、この総務生活常任委員会も出発してまいります。2年間、皆様には大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は、総務生活常任委員会、ご出席、大変お疲れさまでございます。また、日曜日は原子力防災訓練、多数ご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

委員長からありましたように、改選後初めての常任委員会となります。

本日、執行部から提出しておりますのは、予算関係が補正を含んで4件、条例関係6件、その他2件の12件でございます。慎重なるご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

会議事件、これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、別紙のとおりであります。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議を行います。

執行部に申し上げます。

令和6年度予算の説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書及び予算書並びに主要事業説明書のページを述べた後、歳入については款及び項まで、歳出については款項目までの説明をしてから、新規事業及び前年度比較額の大幅な増減と特に説明が必要なものの説明をお願いします。審議中に委員から資料などの請求があった場合は、議会事務局に資料データを提出してください。

なお、一般会計当初予算の討論、採決は所管課の質疑が全て終結した後に行います。

それでは審議に入ります。

初めに、議案第1号 専決処分について（令和5年度那珂市一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

財政課より一括して説明お願いいたします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案第1号をご覧ください。

議案第1号 専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

3ページをお願いいたします。

令和5年度那珂市一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

第1条になります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8,946万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ248億9,401万3,000円とするものです。

5ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正になります。

2款総務費、1項総務管理費、令和6年能登半島地震被災地支援事業430万円。

4款衛生費、1項保健衛生費、聖苑管理事業550万円。

7ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1億6,449万3,000円。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金2,497万5,000円。

8ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費430万円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第15号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いいたします。

財政課長 それでは、議案第15号をご覧ください。

議案第15号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第9号)についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表 継続費補正になります。

2款総務費、1項総務管理費、いい那珂協力隊推進事業、補正後総額6,220万8,000円。年割額、令和元年度ゼロ円、令和2年度1,202万6,000円、令和3年度1,863万4,000円、令和4年度1,342万円、令和5年度1,326万6,000円、令和6年度486万2,000円。

5ページをお願いいたします。

第3表 繰越明許費補正になります。追加になります。

2款総務費、1項総務管理費、財産管理事務費361万5,000円、庁舎管理事業4,694万4,000円、支所庁舎管理事業1,045万9,000円。3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務費994万4,000円、証明書コンビニ交付事業66万円。

6ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正になります。

起債の目的、補正後限度額の順にご説明いたします。

ふれあいセンターよこぼり空調設備改修事業900万円、本庁舎設備改修事業5,640万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じになります。

9ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金2,000万円の減。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金5,000万円の減。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税1億3,731万7,000円。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金197万8,000円の減。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金308万7,000円の減、2目民生費国庫補助金69万5,000円、3目衛生費国庫補助金775万8,000円の減、4目土木費国庫補助金5,898万9,000円の減、10ページをお願いいたします。5目教育費国庫補助金39万6,000円。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金564万8,000円の減。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金38万6,000円、3目衛生費県補助金775万8,000円の減、4目農林水産業費県補助金939万6,000円。

19款繰入金、1項繰入金、1目財政調整繰入金2億3,089万3,000円の減、2目他会計繰入金346万円の減。

11ページをお願いいたします。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1億5,180万7,000円。

21款諸収入、4項雑入、4目雑入4,536万7,000円。

22款市債、1項市債、1目総務債330万円の減、6目教育債1,440万円の減。

12ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2,500万円の減、5目財産管理費473万8,000円の減、7目コミュニティ費300万6,000円の減、13目財政調整基金費9,282万6,000円。

13ページをお願いいたします。

中段になります。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費11万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

渡邊委員 すみません、5ページなんですけれども、繰越明許費の補正の部分。これで、庁舎管理事業、支所庁舎管理事業の経緯と理由をちょっと教えてもらっていいですか。なぜ繰越明許に至ったのかというのを教えてください。

瓜連支所長 瓜連支所です。

支所庁舎の空調熱源更新工事につきまして、原材料の納期が遅れることが予想されたた

め、念のため繰越明許補正したものでございますが、現況としましては、工事は3月末までに完了できる見込みです。

以上でございます。

渡邊委員 庁舎管理事業のほうはどうなりました。

管財課長 管財課になります。

庁舎管理事業につきましては、本庁舎の受変電設備のほうを現在発注して施工している最中でございます。当初の予定としましては、年末年始の休みにかけて停電を6日間ぐらいかけて入替えをする予定でございましたが、半導体の不足、またケーブル関係の不足によりまして年末年始に施工することができず、今回はゴールデンウィークの長期の休みにかけて施工するという形になりましたので繰越しをさせていただきました。

以上になります。

渡邊委員 分かりました。ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えよろしくお願いいたします。

休憩(午前10時16分)

再開(午前10時18分)

委員長 再開いたします。

消防本部が出席しました。

議案第10号 那珂市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

消防本部総務課長 消防本部総務課長の寺門です。ほか8名が出席しております。よろしくお願いいたします。

消防本部警防課長 議案第10号をご覧ください。

議案第10号 那珂市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由としまして、現在、本市の消防団員は、生活様式の変化から市内に居住しなが

らも日中は約半数近くが市外に勤務しており、即時招集に対応できる人員の不足が懸念されます。そのため、日中における災害に対応する消防団員の確保を目的として、市外に居住し、かつ市内に勤務する者及び団長が必要と認める者を任用資格に加えるため、本条例の一部を改正するものです。

続きまして、議案書2ページが改正文となります。

こちらは記載のとおりとなっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。続きまして、議案書3ページが新旧対照表となります。

こちらで改正内容のご説明をいたします。

本条例第3条第1号、消防団員の任用の改正についてご説明いたします。

表右側中段、現行条例では「那珂市の区域内に居住する者」となっておりますが、表左側中段、改正後条文のように「市内に居住し、または勤務する者。ただし、団長が必要と認める場合はこの限りでない」と改めるものです。先ほどの提案理由のとおり、消防団員の生活様式の変化から、市内に居住しながらも約半数近くが市外に勤務しており、特に平日日中の消防団員の確保が懸念されます。そのため、日中における災害に対応する消防団員の確保を目的として、本市に居住していなくても本市に勤務していれば消防団員に加入できるように改めるものとなります。

続きまして、(分限)第5条第2項第2号の改正についてご説明いたします。

消防団員の身分を失う場合としまして、表右側下段、現行条例では「那珂市の区域外に転住したとき」となっております。先ほどの第3条第1号の改正に伴いまして、表左側下段、改正後条文のように「第3条第1号に規定する資格を有しないこととなったとき。ただし、団長が必要と認める場合はこの限りでない」と改めるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

続きまして、議案書4ページが条例の概要となっております。

こちら後ほどご確認いただければと思います。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

委員長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

木野委員 すみません、これ条例を変えようということの背景には、やっぱり市内に勤務されている方がいて、そういう要望があったからこういう条例にするということなんですか。

消防本部警防課長 お答えします。

現在の消防団員の条例定数は464名おります。そのうち、現在の実員が410名ということで、現在深刻なまでの消防団員不足には至っておりません。ですが、震災のときのような大災害が発生したとき、それが平日の日中ですと、やはり市外に勤務されている方が約半数近くおりますので、そのときの災害に従事する消防団員が少ないと感じまして、今回の条例改正に至りました。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

渡邊委員 すみません、ちょっとお聞きしたいんですけれども、3ページの改正後の条文なんですけど、第3条第1号で「市内に居住し、または勤務する者。ただし団長が必要と認める場合はこの限りでない」とただし書きを入れているんです。第5条の2項第2号の部分のところなんですけれども、同じようにまたただし書きを入れているんですけれども、これただし書きって必要なんですか。

消防本部警防課長 お答えします。

ただし書きの例といたしまして、那珂市に入団されて、市外勤務であるが数年一時的に市外のアパートに転住されている方などが見受けられます。ですので、このように団長のただし書きを加えさせていただいております。

以上でございます。

渡邊委員 すみません、第1条の第1号のほうでただし書きを入れているんですよね。それをまた改めて、そこでも、ここの欠格事項には該当しないと思うんですけれども、またさらに第5条第2項の第2号で3条1号に規定する資格を有しなかったとき。これ、ただし書きがこうで認められているんですよね。なおかつ、そこでまたさらにただし書きをここで加える必要ってあったのかなというふうに、ちょっとごめんなさい、確認の意味で聞いてみたんですけれども。私はリタイプと思うんですが、ちょっと。

消防本部警防課長 第3条第1号がなくなったときということで規定しますので、改めてただし書きを入れました。

以上でございます。

委員長 渡邊委員、よろしいですか。

渡邊委員 分かりました。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第11号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

消防本部予防課長 それでは、議案第11号をご覧ください。

議案第11号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例。

那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしまして、本条例の上位法であります地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案書8ページをお願いいたします。

議案第11号の説明資料となりますので、こちらの資料で説明させていただきます。

1、改正の目的につきましては、提案理由と同様でございます。

2が主な改正の内容となります。

本条例第2条に定める手数料について、別表中2の区分（6）に示す浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋式特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に対する金額、アからクを下記のとおり改正するものです。

危険物の貯蔵最大数量1,000キロリットル以上から40万キロリットル以上のものまで、8段階に区分されております。

次に金額ですが、アにつきましては118万円から145万円に、イにつきましては141万円から172万円に、ウにつきましては159万円から192万円に、エにつきましては195万円から236万円に、オにつきましては227万円から274万円に、カにつきましては455万円から564万円に、キにつきましては582万円から724万円に、クにつきましては707万円から879万円にそれぞれ改正となります。

次のページに移りまして、3、施行期日等ですが、本条例の施行期日は令和6年4月1日でございます。

2ページから7ページは条例の改正文、新旧対照表、条例の改正概要、10ページは各タンクのイメージとなりますので参照いただければと存じます。

なお、今回の改正対象である特定規模のタンクは那珂市管内にはございません。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算(消防本部所管部分)を議題といたします。

歳出、8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、2目非常備消防費、3目消防施設費、4目水防費について説明をお願いいたします。

消防本部総務課長 議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算(消防本部所管部分)について説明いたします。

主要事業説明書については、129ページから133ページまでとなっております。

予算書の127ページをご覧ください。

127ページ、下段になります。

款、項、目、予算額の順に説明いたします。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費9億4,527万4,000円。こちらは、職員人件費、以下8事業になります。

主な事業として、予算書の130ページ、常備消防通信管理事業の負担金。県内の20の消防本部で共同運用するいばらき消防指令センターへの負担金として2,284万円を計上しました。内訳として、車両運用端末装置の通信規格変更に伴う更新費用663万9,000円が含まれております。

続いて、予算書の131ページをご覧ください。

中段になります。。

2目非常備消防費5,000万5,000円。こちらは、消防団設置事業及びポンプ操法大会出場事業の2事業となります。令和6年度は消防ポンプ操法県北地区大会の開催事務局が那珂市のため、団員の報酬及び費用弁償の増額計上をいたしました。

続いて、予算書の132ページをご覧ください。

中段になります。

3目消防施設費1億435万1,000円。こちらは、消防施設管理事業、以下6事業となります。

主要事業説明書130ページにもあります消防本部庁舎改修事業では、救助訓練施設改修工事1,826万円を計上しました。日々の訓練で使用している東消防署の訓練施設ですが、経年劣化箇所があるため、訓練が安全にできるよう改修工事を行います。

また、予算書133ページ上段になります。

消防団車両整備事業では、消防団車両整備計画に基づき、消防ポンプ自動車1台、ポンプ積載車1台の計2台を更新いたします。予算額は4,336万7,000円を計上しました。

続きまして、同ページ中段になります。

4目水防費16万7,000円。こちらは、水防訓練・警戒出場事業、以下2事業となります。水防訓練及び消防施設の管理費を計上いたしました。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

委員長 質疑ありませんか。

渡邊委員 すみません、133ページ中段の消防団詰所整備事業について教えていただきたいんですが。

消防本部警防課長 お答えします。

額田地区3分団第3部の詰所、現在こちらの敷地が個人の持ち物を契約して消防団の詰所が建っているんですけれども、こちらの土地の契約が終了いたしますので、それに伴いまして、消防団の詰所の移転工事となります。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

副委員長 ちょっとお聞きします。

先ほど説明の132ページのポンプ操法大会出場事業で、先ほど説明があって、来年度、令和6年度は那珂市が担当ということで了解しましたけれども、開催地って、今まで常陸大宮市で行っていた事業ですけれども、最近消防学校で開催を行っていますけれども、来年度もやはり同じく消防学校での開催になるんですか、その点ちょっと確認させてください。

消防本部警防課長 お答えします。

昨年度はひたちなか市が当番で、消防学校でポンプ操法大会を実施しました。今お話あったとおり、今年度、那珂市がポンプ操法の当番となります。例年使用させていただいております常陸大宮市の会場なんですけど、こちらが現在も久慈川の工事が続いているということで使用できませんので、来年度、那珂市が当番で、茨城町の消防学校で実施いたします。出場する分団にあっては、第7分団、こちらで自動車ポンプ、小型ポンプの部門に出場させていただきます。

以上でございます。

副委員長 了解しました。茨城町まで移動したり、いろいろ大変かと思うんですけれども、開催地の担当ということで、消防署、大変かと思いますが、気をつけて移動等、あと指導等についてもよろしく願いいたします。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

木野委員 説明書の132ページのAEDの件なんですけれども、去年コロナが5類になったということで、結構講習者数が増えているんでしょうか。

消防本部警防課長 お答えします。

昨年度の救命講習及び応急手当の総数が、昨年度60件開催されております。コロナ以前の令和元年のときが71件ですので、そちらに近い数がだんだん最近は戻ってきたと感じております。

以上でございます。

木野委員 分かりました。

もう一点、AEDに関して何ですけれども、私も12月の昨年的一般質問でAEDの中に三角巾を入れてほしいというふうな要望をしたんですけれども、それは今回できるということで伺っているんですが、それはこの予算には入らないんでしょうか。

消防本部警防課長 お答えします。

ただいま委員からご説明ありましたAEDに三角巾を配備するという件なんですけど、今年度予算内で処理できましたので、市内の那珂市の施設には全て三角巾は配備させていただきました。

以上でございます。

木野委員 ありがとうございます。

以上です。

委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

以上で消防本部所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えお願いいたします。

休憩（午前10時39分）

再開（午前10時40分）

委員長 再開いたします。

財政課が出席しました。

議案第13号 那珂市まちづくり振興基金条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか3名が出席しております。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議案第13号をご覧ください。

那珂市まちづくり振興基金条例についてご説明いたします。

提案理由でございます。

より厳しさを増す市の財政状況において、不足する一般財源の確保を図るため、新たに合併特例債による基金造成を目的として本条例を制定するものです。

2ページをお願いいたします。

条例の本文となります。

3ページをお願いいたします。

条例の概要でございます。

第1条から第7条で構成されております。条例の内容といたしましては、第1条、基金の目的と設置について、第2条、基金の積立額について、第3条から第6条、基金の管理、運用、処分について、第7条、条例の記述以外に必要な事項について、市長が別途定めることを規定しております。

また、施行は、附則のとおり、令和6年4月1日となっております。

5ページをお願いいたします。

1、制度の概要でございます。この基金の財源は合併特例債でございます。合併特例債は、新市まちづくり計画に基づく建設事業のほか、計画に基づくソフト事業の財源とするための基金造成にも活用できることとなっております。基金の取り崩しは、取り崩しをする前年度末までに基金造成に係る合併特例債の償還終了額の範囲内で可能となります。

2、基金造成の内容でございます。基金造成の額については14億4,930万円を予定しております。金額につきましては、本市の基金造成における合併特例債の発行上限額13億7,680万円から算出しております。また、充当を予定しているソフト事業といたしましては、家庭系可燃ごみ収集事業、デマンド交通運行事業、学習指導員等配置事業、なかひまわりフェスティバル事業、八重桜まつり事業などを考えております。なお、当該制度を活用した場合の財政効果は、単純計算では約9億円と見込んでございます。

3、基金積立の予定でございます。令和6年度から令和8年度までの3か年で積み立ててまいりたいと考えてございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算(財政課所管部分)を議題といたします。

初めに、歳入、2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金までを説明願います。

財政課長 それでは、予算書の19ページをお願いいたします。

款、項、予算額の順にご説明いたします。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税6,773万1,000円。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税2億1,997万2,000円。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税1,116万8,000円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金282万7,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金3,530万6,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金4,145万2,000円。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、20ページをお願いいたします。1億2,154万9,000円。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金12億5,415万1,000円。

8款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金164万2,000円。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金4,114万8,000円。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金3億1,805万5,000円。

10款地方特例交付金、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1,000円。

21ページをお願いいたします。

11款地方交付税、1項地方交付税41億8,020万円。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金545万2,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

(なし)

委員長 次に、歳入、13款分担金及び負担金から14款使用料及び手数料までの説明をお願いいたします。

財政課長 それでは、21ページをお願いいたします。

3段目になります。

13款分担金及び負担金、1項負担金1億6,440万4,000円。

14款使用料及び手数料、1項使用料、22ページをお願いいたします。1億2,442万

2,000円。

14款使用料及び手数料、2項手数料、23ページをお願いいたします。3,053万7,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 次に、歳入、15款国庫支出金から16款県支出金までを説明お願いいたします。

財政課長 それでは、23ページをお願いいたします。

下段になります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、24ページをお願いいたします。24億1,744万2,000円。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、26ページをお願いいたします。7億9,657万5,000円。

15款国庫支出金、3項委託金1,693万9,000円。

16款県支出金、1項県負担金、27ページをお願いいたします。10億8,359万7,000円。

16款県支出金、2項県補助金、29ページをお願いいたします。6億6,257万1,000円。

16款県支出金、3項委託金9,859万3,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 次に、歳入、17款財産収入から22款市債までを説明願います。

財政課長 それでは、29ページをお願いいたします。

下段になります。

17款財産収入、1項財産運用収入、30ページをお願いいたします。910万5,000円。

17款財産収入、2項財産売払収入100万3,000円。

18款寄付金、1項寄付金1億2,600万2,000円。

31ページをお願いいたします。

19款繰入金、1項繰入金15億432万1,000円。

20款繰越金、1項繰越金2億5,000万円。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料1,000万1,000円。

21款諸収入、2項市預金利子2万円。

21款諸収入、3項貸付金元利収入、32ページをお願いいたします。1,308万5,000円。

21款諸収入、4項雑入、33ページをお願いいたします。4億2,073万3,000円。

22款市債、1項市債、34ページをお願いいたします。19億4,630万円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 次に、歳出に入ります。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費、13目財政調整基金費について説明をお願いいたします。

財政課長 それでは、43ページをお願いいたします。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。なお、主要事業説明書につきましては14ページが財政課所管分となります。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費1,694万1,000円、61ページをお願いいたします。13目財政調整基金費5億6,235万3,000円。先ほどご説明しましたまちづくり振興基金の積立分で大きく増えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

渡邊委員 すみません、ちょっと43ページの財務会計システム管理事業の委託料の中にあります電子入札共同利用システム導入業務、それと電子入札相談支援業務、こちらについて教えてもらってよろしいですか。

財政課長 こちらにつきましては、今年度後半から来年度にかけて、物品役務の業務のほうにつきまして電子入札のほうを取り入れるような形で進めることを予定しておりまして、それに係ります導入の業務。また、当然物品役務の業者も初めてになりますので、そういったところのサポートをしていくという形のものが相談支援業務となってございます。

以上でございます。

渡邊委員 ありがとうございます。

委員長 ほかにありますか。

(なし)

委員長 次に、11款公債費、1項公債費、1目元金、2目利子、3目公債諸費、12款諸支出金、2項土地開発基金繰出金、1目土地開発基金繰出金、3項償還金、1目償還金、13款予備費について説明をお願いいたします。

財政課長 それでは、171ページをお願いいたします。

下段になります。

11款公債費、1項公債費、1目元金19億6,142万1,000円、172ページをお願いいたします。2目利子5,818万6,000円、3目公債諸費1,000円。

173ページをお願いいたします。

3段目になります。

12款諸支出金、2項土地開発基金繰出金、1目土地開発基金繰出金1,000円。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金1,000円。

174ページをお願いいたします。

13款予備費、1項予備費、1目予備費3,000万円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ございますか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で財政課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時56分）

再開（午前10時57分）

委員長 再開いたします。

秘書広聴課が出席しました。

議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算（秘書広聴課所管部分）を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、2目秘書広報広聴費について説明をお願いいたします。

秘書広聴課長 秘書広聴課、課長の海野でございます。ほか5名の職員が出席しております。よろしく願いいたします。

それでは、着座にて説明いたします。

まず、予算書の40ページから43ページ、9事業が秘書広聴所管分になります。あわせて、主要事業説明書の4ページ及び5ページが所管事業となっております。

それでは、2款総務費、1項総務管理費、2目秘書広報広聴費でございます。本年度予算額3,074万5,000円、前年度予算額2,712万7,000円、前年度比361万8,000円の増額となっております。

予算書の41ページをご覧ください。

上段の広報事業におきましては、前年比で60万円の増額となっております。こちらにつきましては、昨今の原材料高騰の影響によりまして広報なかの印刷製本費の増額が主な原因。また、広報の撮影用カメラの買換えによるものでございます。

予算書の42ページをお開き願います。

下段のシティプロモーション推進事業、主要事業説明書は4ページになります。前年比で65万9,000円の減額となっております。主な理由としましては、東京都銀座にございますアンテナショップ、イバラキセンスで行ってございました市のPR事業、イバラキセンスマルシェ運営の委託料の減などによるものでございます。これまでは、市のPR事業の一つとしまして、農政課と協力をしまして市農産物等の販売等、こちらを行ってきたところでございますが、令和6年度は農政課の事業に一本化したことによるものでございます。

予算書の43ページをご覧ください。

上段の市制施行20周年記念事業、こちらは新規事業になってございます。主要事業説明書は5ページになります。

令和6年度は市制施行20年の年度となります。令和7年1月21日に旧那珂町と旧瓜連町が合併をしまして20年を迎えるに当たり、1月下旬に記念する式典を開催としたいと考えております。なお、式典の詳細については今後決定をし、皆様にご周知させていただきたいと思っております。市制施行20周年を盛り上げるお祝いの取組としましては、どなたでもご自由にお使いをいただける記念のロゴマーク、こちらを作成し、パンフレットなどで広くご活用をいただくとともに、市制施行20周年に関する各種イベントも積極的に展開してまいりたいと考えております。また、広報なかにおきましては20年を振り返ります特集を4月から1年にわたり毎号連載をし、皆様にご紹介をしていきたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 次に、6款商工費、1項商工費、4目消費者行政推進費について説明をお願いいたします。

秘書広聴課長 それでは、予算書の117ページをお開き願ひます。

6款商工費、1項商工費、4目消費者行政推進費でございます。本年度予算額86万円、前年度予算額90万3,000円、前年度比4万3,000円の減額となっております。消費者行政推進事業の減額の主な理由としましては、消費生活センターに在籍しております相談員、2名いらっしゃいますが、定期的に受講する研修の一部に開場での受講だけではなくリモートによる受講、いわゆるハイブリット方式が可能となったことによりまして、受講に係る研修旅費を減額したことによるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で秘書広聴課所管の部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

それでは休憩いたします。15分まで。

休憩（午前11時04分）

再開（午前11時15分）

委員長 再開いたします。

政策企画課が出席しました。

議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

政策企画課長 政策企画課の篠原です。ほか3名が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案第28号をご覧ください。

議案第28号 公の施設の広域利用に関する協議について。

地方自治法第244条の3第2項の規定により、那珂市と水戸市、笠間市、ひたちなか市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村との間において、公の施設の広域利用について協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

下の提案理由でございます。

公の施設の広域利用につきましては、県央地域9市町村において協定を締結し実施しているところでございますが、このたび対象施設の追加に伴いまして改めて協議し、協定を締結したいので、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。こちらに記載はございませんが、公の施設の広域利用とは、県央地域の9市町村がそれぞれ設置する体育施設や図書館などの公の施設につきまして、9市町村の住民が相互に利用できるようにするものでございまして、例えば那珂市の那珂総合公園の体育館を水戸市民が利用する場合に那珂市民と同じ料金で利用できるというものでございます。

次の2ページから7ページまでが協定書の案となっておりまして、最後、8ページの説明資料でご説明をいたします。

今回の協議では、資料の中ほどの2、内容の表で記載しておりますとおり、施設の追加があったということで、今回は那珂市の施設での追加、変更等はございません。追加する施設では、上段の水戸市では東部公園のサッカー場で、この4月から供用開始となるものでございます。下段の笠間市では、笠間芸術の森公園スケートパークの休憩施設で、昨年9月30日から供用開始となっております。今回はこの2つの施設について広域利用できる施設として追加するものでございます。

3の協定締結日は、令和6年4月1日でございます。

2ページから7ページが協定書の案となっております。3ページには水戸市東部公園サッカー場が、4ページには笠間市の笠間芸術の森公園スケートパークの休憩施設を追加した内容となっておりますので、ご確認をいただければと思います。

なお、現在、県央地域のほかの8市町村におきましても同様に議会の議決を求めているというところでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

副委員長 すみません、ちょっとお聞きしたいんですけれども、今の説明で広域的な、これは了解したんですが、使用する方々の声として今いろいろ声が聞こえるのは、抽せんというか、申込みをするのは一斉に、例えば月初めの1日とかに行うみたいなんですけれども、どうしても市外の方からの、那珂市だったら那珂市の施設を借りたいという方が市外から集中しちゃって那珂市の方が使えないというのが何か大分多いみたいなんです。その中で、登録して予約はしてもその方が実際当日使うかという、ほかにもいろいろ申込みしていて、立地のいい場所にその団体は行ってしまう。そうすると、空いてしまったその施設が、その日は当日使わないで空いたままっていうのが結構見られるというのも聞こえてきているんで、そういう対応というのは、これスポーツ施設ですからスポーツ関係なんですけれども、政策企画課としてはどういう考えか、ちょっとお聞きしたいと思います。

政策企画課長 まず、予約の部分になりますけれども、市民活動団体であったりスポーツのチームであったりというのは事前に登録をして、年間の行事というところで総合公園のほうでは予約を受け付けて、そういった会議を行って日程を確保するということをしているというふうに聞いてございます。一方で、実際に予約はしたけれども空きが、実際には空いているときがあるとかという部分については、恐らく予備日とかがメインなのかなと思いますけれども、そういった部分について、今ちょっと政策企画課では把握している部分があるんですが、申し訳ございませんが、ちょっとなくて、お答えがちょっと難しいところではあるんですが、そういう状況にあるということはスポーツ推進室のほうには伝えておきたいと思います。

副委員長 今後ちょっとスポーツ推進室と確認しながら、改善できるものは改善できるようによろしくお願いいたします。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算(政策企画課所管部分)を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、14目諸費について説明を願います。
政策企画課長 それでは、議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算の政策企画課分についてご説明をいたします。

予算書の45ページをお開き願います。なお、主要事業説明書につきましては7ページから12ページまでが政策企画課の所管事業でございます。

それでは、款、項、目、予算額の順に読み上げさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費3億9,119万3,000円でございます。このうち政策企画課が所管する事業について申し上げます。

まず、45ページ、一番下の企画事務費49万3,000円です。続きまして、次の46ページの広域連携事業16万円。続きまして、49ページに飛びまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略管理事業11万3,000円。次のいい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業2,400万円。次のいい那珂暮らし促進事業2,074万5,000円、こちらが主要事業説明書の7ページの事業となっておりまして、移住定住を促進するための各施策を進めていくというものでございます。

続きまして、50ページをお願いいたします。

総合戦略策定事業694万8,000円は、主要事業説明書の8ページの事業でございます。那珂市デジタル田園都市構想総合戦略を策定する事業でございます。次に、1つ飛びまして、いい那珂サイクルプロジェクト推進事業218万6,000円。こちらは、主要事業説明書の9ページの事業でありまして、自転車活用推進計画に基づく自転車利用環境の整備、利用啓発、サイクルイベントの実施などを進めていくものでございます。その下のいい那珂協力隊推進事業691万2,000円、次の51ページにまいりまして、いい那珂パートナー連携事業21万8,000円、1つ飛んで、再生可能エネルギー導入調査事業1,808万7,000円、こちらが主要事業説明書の10ページの事業となりまして、公共施設への太陽光発電施設設置に向けた設計業務等となっております。

続いて、61ページをお開き願います。

14目諸費9,529万1,000円でございます。このうち政策企画課の所管事業は、62ページをお願いいたします。中ほどのふるさと寄附金、「ふるさとの便り」事業6,477万3,000円。こちらは、主要事業説明書では11ページの事業となりまして、那珂市へのふるさと納税を推進していくための事業となります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

渡邊委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、49ページなんですけど、いい那珂暮らし促進事業の中で委託料、この中で令和5年のときには移住定住交流体験と、あとは就職促進というのがあったかと思うんですけど、これは今回予算の中から消えているんですけども、これの理由というのは何かあったんですか、ちょっと教えていただいてもいいです

か。

政策企画課長 今回委託料が減額になっているという部分でございますけれども、大きく令和5年度と6年度の違いとしましては、地方創生の交付金、こちらが令和5年度で終了となっているということがございまして、令和6年度につきましてはその部分について縮小しているということでございます。あわせて、市独自でこれまで実施しておりました移住体験のツアーという部分につきましては、県央地域のほうで合同で、9市町村合同で行うということがございますので、そちらのほうで補完していきたいというふうに考えてございます。

渡邊委員 ありがとうございます。

もう一点ちょっとお聞きしたいんですけれども、ふるさと寄附金、ふるさとの便りのところなんですけど、主要事業説明書の中に納税額の推移が書かれていると思います。令和3年をピークにまたちょっと下がり気味になっていて、令和5年ちょっと落ち込むのかなど。これって何か、分析か何かされていますか。何か原因があったのかなとか、ちょっと聞きたいんですけれども。

政策企画課長 明確な要因については把握はできていないというところが正直なところではあるんですけれども、やはり返礼品の魅力であったりとか那珂市の認知度であったりとか、そういったところに若干ほかと比べると不足があったのかなというふうには考えております。特に、お肉とお米と海産類、それがふるさと納税では一般的に多額の納税が期待できるところではあるんですけれども、那珂市独自でもそれらは返礼品としてご用意はしているんですけれども、なかなか金額的な部分であったりとか、例えばお米なんかも那珂市のお米はこだわりがある農家のお米とかを返礼品として採用しているわけなんですけど、実際には、納税者の皆様が求めるところとしましては質よりは量というようなところがありまして、やはり価格が安くて量が多いところがメインに納税されているというような傾向もございまして。そういったところも踏まえまして、来年度につきましてはそういった事業者等を探して、ふるさと納税の増額ということに当たっていききたいというふうに考えてございます。

渡邊委員 ありがとうございます。やはり那珂市の特産品、いろいろあると思うんですけれども、なかなかPRが不足しているのかなど。あとは、実際食べてもらわないと分からないのかなどと思いますので、そういう施設、道の駅もそうなんですけれども、もしそういう施設ができるのであれば、ぜひそこでアンテナ的な場所ができていいでしょうし、ぜひおいしいお肉を作っている方もいらっしゃるし、おいしい特産品を作っている方もいらっしゃるの、その辺が直接食べられるような、そういう施設がもしできればというふうに思っております。ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

委員長 ほかにございますか。

木野委員 主要事業説明書の9ページなんですけれども、いい那珂サイクルプロジェクトとい

うのが、これは毎年毎年ずっと継続されていく予定なんですか。

政策企画課長 いい那珂サイクルプロジェクトの事業につきましては、自転車活用推進計画というものをつくりまして、今の計画が令和11年までということで予定をしております。そこまでの部分につきましては、自転車活用の協議会の委員の中でその計画のほうは管理をしていくということになってございまして、その中ではサイクルサポートステーションの整備であったりですとか、あとはイベント、そういった実施のほか、ここでは具体にはちょっと記載はないんですけれども、矢羽根の整備、そういったものを進めていくということで、今現在は県の地方創生交付金の対象となっておりますので、2分の1の補助をもらいながら進めていくということでございます。

木野委員 あと、これ協議会の委員のメンバーの7人というのは、毎回同じ方になっているんですか。

政策企画課長 現在の委員の方につきましては、令和4年5月1日から令和6年4月30日まで、来年度の4月30日で一度切れるということになっておりまして、今の委員につきましては2年間お願いしていたわけですが、今後も継続して進めていきたいというふうに考えてございます。

委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

(なし)

委員長 次に、2款総務費、5項統計調査費、1目統計調査総務費、2目各種統計調査費について説明をお願いいたします。

政策企画課長 69ページをお願いいたします。

2款総務費、5項統計調査費、1目統計調査総務費742万2,000円でございます。こちらは職員人件費や統計調査に係る事務費、那珂市統計調査委員会への補助金等でございます。

続いて、その下の2目各種統計調査費585万2,000円でございます。学校基本調査費、常住人口調査費をはじめとする各種統計調査に係る費用でございます。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 次に、6款商工費、1項商工費、2目商工振興費について説明をお願いいたします。

政策企画課長 112ページをお開き願います。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費1億8,388万2,000円でございます。このうち政策企画課の所管事業は、中ほどの企業立地促進事業667万円でございます。主要事業説明書では12ページになります。那珂インターチェンジ周辺地域をはじめとする那珂市への企業ニーズの把握や調査を行うことによって今後の開発可能性につなげていくため

の調査費用、また企業立地を促進するために雇用に対して企業に奨励補助金を支給する費用などがございます。

商工振興費の説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ございますか。

(なし)

委員長 質疑を終結します。

以上で政策企画課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前11時34分）

再開（午前11時35分）

委員長 再開いたします。

総務課と瓜連支所が出席しました。

議案第4号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明願います。

総務課長 総務課長の加藤でございます。ほか4名の職員及び瓜連支所長、ほか1名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第4号をご覧いただきたいと思います。

1ページになります。

議案第4号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月11日提出。那珂市長。

提案理由でございます。地方自治法の一部改正により、令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び処遇の確保の観点から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給できるよう改正を行うものでございます。

改正の概要としては、会計年度任用職員に関する給与の種類に勤勉手当を加え、フルタイム、パートタイム会計年度任用職員に対して、那珂市職員の給与に関する条例の定めを準用し、勤勉手当の支給方法について定めるものでございます。

10ページの説明資料をご覧ください。

2の目的についてでございます。

会計年度任用職員に対して勤勉手当支給に当たり必要となる条項を新たに設けようとするもので、那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、那珂市職員の

育児休業等に関する条例、那珂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を改正するものです。

3、改正概要でございます。

(1)の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例関係につきましては、第3条第1項で規定する給与の種類に勤勉手当を加え、第14条の2第1項から3項までをフルタイム会計年度任用職員について、給与条例の定めに準じ新設し、第24条の2第1項から第3項までをパートタイム会計年度任用職員について、給与条例の定めを準用し、必要となる読替規定を定めるものでございます。

(2)の那珂市職員の育児休業等に関する条例ですが、第7条第2項において、勤勉手当支給に伴い、基準日以前6か月以内の期間に勤務した期間がある職員に対して、会計年度任用職員についても常勤職員と同じく支給できるよう整理するものでございます。

(3)の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例についてですが、第22条第1項各号において、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員に支給する給与の種類に勤勉手当を新たに加える改正を行おうとするものです。

4、支給要件等でございます。

(1)の対象となる会計年度任用職員については、任用期間6か月以上の会計年度任用職員で、1週間当たりの平均勤務時間が15時間30分以上の者であり、(2)支給月数でございます。年間2.05か月。常勤職員と同じでございます。

資料2ページから3ページまでが改正条例、4ページから6ページ中段までが那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表、6ページ中段から那珂市職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表、7ページが那珂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の新旧対照表、8ページから9ページが那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算（総務課及び瓜連支所所管部分）を議題といたします。

歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費について説明を願います。

総務課長 それでは、予算書の35ページをお開き願います。

款、項、目、本年度予算額の順に読み上げます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費2億267万9,000円、前年度比140万円の減でございます。減額の主な理由でございますが、議員人件費が190万円の減、職員人件費が2万9,000円の減、議会運営費が29万9,000円の増、議会広報事業が23万円の増となっております。

説明は以上でございます。よろしく願います。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 次に、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費について説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、予算書の37ページをお開き願います。主要事業説明書は16ページからになりますので、ご参照をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費12億3,074万円、前年比8,901万9,000円の増でございます。増額の主な理由でございますが、2段目の職員人件費が前年度比8,544万2,000円の増額となっております。こちらは、人事院勧告に伴う報酬、職員手当等、職員退職組合特別負担金の計上をしているため増額となっているところでございます。

続きまして、38ページをお願いいたします。主要事業説明書は16ページになります。

職員研修事業が35万円の増、それから主要事業説明書は17ページになりますが、職員福利厚生事業が47万4,000円の増、総務事務費が191万7,000円の増となっております。

39ページをお願いいたします。文書管理事業が74万3,000円の増、情報公開事業が8,000円の増、例規ベースシステム管理事業が55万円の減となっております。40ページをお願いいたします。行政不服審査会事業、行政不服審査会法の第81条1項また2項の規定に基づき設置される諮問機関でございますが、こちらが32万1,000円の増になります。

説明は以上でございます。よろしく願います。

委員長 質疑ございますか。

木野委員 主要事業説明書の16ページなんですけれども、職員研修事業で、この中で増えた研修事業というのはあるのでしょうか。

総務課長 すみません、もう一度お願いいたします。

木野委員 職員研修事業で、この中で職員の研修というのは今までと同じ研修だったのか、また増えたのかあるのかどうか、それをお伺いします。

総務課長 予算書38ページになります職員研修事業の中の委託料の中、政策形成研修事業84万4,000円、これが新規事業で上げてございます。内容を説明させていただいてよろしいでしょうか。内容は、政策形成研修、若手職員を中心とする市職員の政策形成能力向上のため、政策課題を検討し、それに対する解決策を政策幹部の前で発表する内容の研修の運営委託を行うものでございます。

以上です。

委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

渡邊委員 もう一つ委託料の部分でお聞きしたいんですけども、人事評価研修、こちらについての内容をお聞きしたいんですが。

総務課長 人事評価制度研修委託でございしますが、人事評価制度の運用について、運用支援の業務委託を行うものでございます。

以上です。

渡邊委員 人事評価制度、既にもう何年もやっているかと思うんですけども、評価の悪かった方々に対する、更生研修と言うんだか分からないんですけども、その辺というはどのように考えているのかちょっと教えてもらっていいですか。

職員G長 お答えします。

評価の悪かった職員に対してですが、研修の前に所属課の所属長と総務課が協力して、どのようにその職員を業務に取り組みせるか等々の計画などを連携を密接に取って、そういったものをまずやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

渡邊委員 職員のスキルアップというのはやはり非常に大事なことだと思いますので、ぜひ一生懸命やっていただければなと思います。よろしく願いいたします。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 次に、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費について説明をお願いいたします。

総務課長 予算書の45ページをご覧いただきたいと思います。主要事業説明書は18ページになります。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費3億9,119万3,000円。このうち総務課所管の事業としましては47ページになります。47ページ中段の行財政改革推進事業でございします。63万7,000円でございます。こちらが総務課の所管事業となります。こちらは行財政改革懇談会委員謝礼、市民アンケート等の郵送料等になります。

説明は以上でございします。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ございますか。

(なし)

委員長 次に、2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、2項徴税费、1目税務総務費について説明をお願いいたします。

総務課長 予算書61ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費9,529万1,000円。このうち諸費事務費の401万5,000円、次の自衛官募集事業12万7,000円が総務課の所管となっております。

続きまして、62ページをお願いいたします。

2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費2億630万5,000円。総務課の所管の事業につきましては、63ページになります。下から2番目の固定資産評価審査委員会設置事業18万2,000円でございます。こちら、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査決定するため固定資産評価審査委員会を設置するものでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ございますか。

(なし)

委員長 次に、2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、2目選挙啓発費について説明を願います。

総務課長 予算書の67ページをご覧願います。

2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費1,003万2,000円、前年度比13万4,000円の増額でございます。こちらは職員人件費の増額でございます。

68ページになります。

選挙管理委員会設置事業、こちら委員4名の報酬等、あとその下でございます。選挙管理委員会事務費、管理運営費になりますが、こちらが総務課の所管でございます。

続きまして、68ページの下段になります。

2目選挙啓発費19万9,000円。こちら前年と同額でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ございますか。

(なし)

次に、2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費について説明をお願いいたします。

総務課長 予算書の71ページをお開き願います。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費958万5,000円。前年度比40万円の減でございます。減額の主な理由でございますが、こちら職員人件費の減額となっております。こちら監査委員設置事業でございますが、こちら監査委員の報酬負担金等でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 次に、瓜連支所所管部分について、2款総務費、1項総務管理費、12目支所費について説明を願います。

瓜連支所長 瓜連支所です。

予算書の60ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、12目支所費、本年度予算額4,915万6,000円でございます。こちらは瓜連支所庁舎の管理費及び窓口の事務費等になります。

説明は以上でございます。よろしく願います。

委員長 質疑ございますか。

(なし)

委員長 以上で質疑を終結します。

続きまして、議案第24号 令和6年度那珂地方公平委員会特別会計予算を議題といたします。

歳入について、執行部より一括して説明願います。

総務課長 予算書の277ページをお開き願います。

議案第24号 令和6年度那珂地方公平委員会特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70万円と定める。

令和6年3月11日提出。那珂市長。

283ページをお開き願います。

歳入でございます。

款、項、本年度の予算額の順に読み上げます。

1款分担金及び負担金、1項負担金9万6,000円。こちらは、構成団体である常陸大宮市、東海村、大宮地方環境整備組合、那珂市のそれぞれの職員数に応じて算出した負担金になります。

続きまして、2款繰越金、1項繰越金60万3,000円。前年度からの繰越金になります。

続きまして、3款諸収入、1項預金利子1,000円。こちらは形式予算になります。

説明は以上となります。よろしく願います。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 続きまして、歳出について、執行部より一括して説明願います。

総務課長 予算書の284ページをご覧くださいと思います。

歳出になります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費60万円。公平委員会設置費で、主に委員報酬や旅費でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費10万円。

説明は以上になります。よろしく願います。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

ここでお昼にいたしますので、再開は午後1時といたします。よろしくをお願いいたします。

休憩(午前11時59分)

再開(午後1時00分)

委員長 再開いたします。

陳情第1号 地球温暖化に耐する那珂市の取り組みに関する陳情等及び陳情第2号 瓜連地区説明会に関する情報公開の陳情の2件について、同じ方から提出されているため一括して議題といたします。

最初に事務局に陳情書を朗読させます。

次長補佐 それでは、今通知を出させていただきました。陳情第1号 地球温暖化に耐する那珂市の取り組みに関する陳情等。

陳情の趣旨。

1、地球温暖化への市としての取組にはどのようなものがあるのでしょうか。具体的な目標なども含めてご教示ください。あわせて、各議員様のご認識をお伺いできれば幸いです。

2、ホームページを誰にでも分かりやすいようにしていただけると助かります。市のデジタル化への取組も教えていただけるとありがたいです。

以上、よろしくをお願いいたします。

2024年2月16日。陳情者、那珂市瓜連691、萩野谷一二様。

以上が陳情第1号になります。

続きまして、陳情第2号 瓜連地区説明会に関する情報公開の陳情。

陳情の趣旨。

1、1月28日に行われた瓜連地区の説明会の議事録など、情報の公開をお願いします。

当日は小生も質問させていただきましたが、どのように受け止められたのかが気になります。

以上、よろしくお願いいたします。

2024年2月27日。陳情者、那珂市瓜連691、萩野谷一二様。

以上になります。

委員長 この件については、陳情者、提出者からの内容、説明の申出がありましたので、説明をいただいた後、内容について審査を行う形といたします。

それでは、陳情内容の説明をお願いします。

説明については、簡潔に5分程度でお願いいたします。

また、説明の前に自己紹介をお願いいたします。

陳情者 ちょっと初めてで緊張していますが、よろしくお願いいたします。

委員長 着座のままで結構です。

陳情者 ありがとうございます。

地球温暖化に関しては、私は深刻に受け止めておりまして、国のほうでも少しはやっていると思うんですが、それでは不十分だろうと思って、何か那珂市としての取組があるんじゃないかなというのを伺いたいなと思いました。

それから、2点目のホームページなんですけれども、これ見ましたが、一応検索をかけてみたんですけども、どこに何があるか分からないんで、もう少し分かりやすく、誰にでも分かるようにしていただけるとありがたいなと思っています。

それから、もう一つは瓜連地区に関する話ですけども、これ説明会に私も出ましたが、かなりのブーイングがあったと思っています。それで、この後どうされるのかなというのが気になっているんですけども、お互いにどういう認識でいるのかというのをすり合わせないといけないんじゃないかなと思います。

以上です。

委員長 よろしいでしょうか。

ただいまの説明に対しまして質疑はございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。陳情者のご退席をお願い申し上げます。

休憩（午後1時05分）

再開（午後1時06分）

委員長 再開いたします。

これより、各委員より意見を伺います。

渡邊委員 今回の陳情の中のまず1つ目です。地球温暖化に関する那珂市の取組についてということなんですが、2つの質問がございました。1点目なんですけれども、市としての

取組にはどのようなものがあるのでしょうかという陳情の内容だったんですが、そもそもこの計画を策定しているのは市の執行部のほうでありますので、議会側として具体的な内容を示す、目標について示すことというのは特別なのかなというふうに感じております。もう一点目なんですけれども、ホームページを誰にでも分かるようにしていただけると助かりますということなんですけど、ちょっと、ごめんなさい、確認しなかったんで、市で出しているホームページなのか議会で出しているホームページなのかちょっと分からないところもあるんですが、おおむねの方が見ているのは市のほうのホームページなのかなという前提でお話しさせていただきますと、こちらやはり議会のほうではなくて市執行部のほうになりますので、議会への陳情というよりは執行部のほうに個別に要望していただいたほうがいいのかなというふうに私は感じました。

委員長 ほかにございますか。2本一緒に。

木野委員 私のほうからは陳情第2号のほうについてのことなんですけれども、1月28日に行われた瓜連地区の説明会なんですけれども、これ実際私も行って傍聴はさせていただきました。ただ、あのときおっしゃっていたのがまちづくりの主権ということで話をされていまして、議事録とかという部分は、これは確認したいんですけれども、委員長。

次長補佐 事務局からお答えいたします。

1月28日に行われました瓜連地区の説明会につきましては、瓜連のまちづくり委員会主催ということになっております。

以上です。

木野委員 そうしますと、議事録に関しては瓜連地区のまちづくりの方に確認していただいたほうがよいかと私は思います。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

萩谷委員 陳情第1号、第2号とお二人からちょっとお話が出ましたけれども、お二人の言うとおりで私には思います。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

桑澤委員 私も皆さんと同じように思いますので、そこに関しては同意させていただきます。

委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

委員長 それではこれより討論に入ります。

討論ございますか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより陳情第1号を採決いたします。

陳情第1号に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

委員長 挙手なしと認め、陳情第1号は不採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第2号を採決いたします。

採決は同じように挙手にてお願いいたします。

陳情第2号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手なしと認め、不採択すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩(午後1時11分)

再開(午後1時12分)

委員長 再開いたします。

管財課が出席しました。

議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算(管財課所管部分)を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費について説明をお願いいたします。

管財課長 管財課長の川崎です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、予算書44ページをお開きください。なお、主要事業説明書につきましては19ページから22ページまでが管財課所管の事業になります。

それでは、款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

上段になります。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費1億5,154万8,000円、前年比6,882万2,000円の減となります。主な増減としましては、45ページの中段にあります庁舎管理事業の工事請負費におきまして、令和5年度については本庁舎の電気設備改修工事として7,800万円を計上しておりましたが、令和6年度につきましては電気自動車充電設備整備工事の286万円のみとしたため工事請負費が減額になっております。また、44ページの管財事務費の賃借料におきまして、電話交換機の更新に伴いまして394万5,000円を計上しておりますので賃借料が増額となっております。

説明は以上になります。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 次に、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費について説明をお願いいたします。

管財課長 続きまして、予算書45ページの下段になります。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費3億9,119万3,000円。このうち6事業が管

財課所管でございます。

次の46ページをお開きください。

中段のDX推進事業3,122万9,000円。こちらにつきましては、主要事業説明書の20ページに掲載しております。主な事業内容としまして、委託料としてCIO補佐業務1,007万2,000円。こちらは、CIO補佐官として専門的な知見を持った外部人材を活用しDXの推進を図るものです。次の業務系システム管理事業1億1,754万3,000円になります。

続いて、47ページの上段、職員技能向上及びセキュリティー研修事業7万3,000円。中段にあります情報系システム管理事業8,590万3,000円。

48ページをお開きください。下段になります。社会保障・税番号制度対策事業697万7,000円。主な事業内容としましては、職員の研修や業務系及び情報系システムやマイナンバーに関するコンピューターの維持管理に要する費用になります。

51ページをお開きください。上段になります。自治体情報システム標準化推進事業2,272万6,000円。こちらについては、主要事業説明書21ページになります。主な事業内容としましては、令和7年度末までに現在稼働している情報システムを国が定める標準仕様に適合した情報システムへ移行を進める事業になります。

説明は以上になります。

委員長 質疑ございますか。

渡邊委員 すみません、ちょっとお尋ねしたいんですけども、47ページ、下段にあります情報系システム管理事業の中で、使用料賃借料の複写機の使用料と賃借料が下がっているのは、これ何か。

管財課長 こちらにつきましては複合機関係について5年間リースという形でやっていたんですけども、新しい複合機に交換したところ、大分安い値段で納入できましたので、それに伴い減額となっております。

以上です。

委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

木野委員 主要事業説明書の20ページのDX推進事業で、CIO補佐官というのを以前からやられていると思うんですけども、内容的に、最初はこういう感じで始まったんですけども、現在はどういう状況で進捗しているのかお伺いします。

管財課長 現在も、那珂市のDXの推進のために助言をいただきながら協力いただいで進めているところです。来年度につきましては、デジタル田園都市構想に伴う総合戦略のほうを来年度策定する予定でありますので、そちらのほうを注視していただいで進めていきたいと思っております。

以上です。

木野委員 すみません、今おっしゃられた田園都市構想に向けた支援ということですけども、

具体的にはこういった感じのイメージを持てばよろしいですか。

管財課長 こちらにつきましても、やはりDXを進めてデジタル技術を活用しながら住民サービスの向上を図れるようにということで、各市町村ごとにその辺を今後こういった形で進めていくかという構想を立てるものになっております。

木野委員 各自治体ごとにやるということなんでしょうか。

管財課長 そのとおりです。

委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

(なし)

委員長 次に、7款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費について説明願います。

管財課長 続きまして、予算書126ページをお開きください。

中段になります。

7款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費6,695万6,000円。前年比2,851万9,000円の減額となっております。こちらについても主要事業説明書は22ページのほうに掲載しております。主な増減としましては、127ページの上段、市営住宅長寿命化事業におきまして、令和5年度については鷺内住宅B棟の改修を実施しておりましたが、6年度には鷺内住宅C棟を改修する予定でありますが、B棟と比べて規模が約2分の1になっておりますので、それに伴い工事請負費が減額となっております。

以上です。

委員長 質疑ありませんか。

渡邊委員 すみません、役務費の中の手数料をちょっとお聞きしたいんですけれども、水道管理検査、あるかと思います。これは水道の、浄水場の水質検査なのかなと思うんですが、これ受水槽を持っている団地というのは今どこがあるんでしょうか。

管財課長 鷺内住宅の受水槽に関してやっております。

渡邊委員 では、その受水槽の清掃点検を行っているんでしょうけれども、それというのは委託費の中に入っているということでしょうか。

管財課長 そのとおりです。

渡邊委員 最近受水槽を設けないところも多くなっているかと思います。そこが、例えば水道直結になればこの水質の管理というのは市のほうでやらなくて済む、担当課のほうでやらなくて済むと思いますので、業務の軽減等を考えていけば受水槽を撤去して水道直結に替えるという方法も一つの方法だと思いますので、ぜひその辺を検討していただければなというふうに思います。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 次に、12款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費について説明をお願いいたします。

管財課長 続きまして、予算書173ページをお願いします。

上段になります。

12款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費3,000円。こちらにつきましては、将来何らかの行政目的に活用する普通財産を取得するための形式予算計上となっております。

説明は以上になります。

委員長 質疑ありますか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で管財課所管の部分を終了いたします。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後1時23分）

再開（午後1時24分）

委員長 再開いたします。

税務課及び収納課が出席しました。

議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算（税務課及び収納課所管部分）を議題といたします。

歳入、1款市税について説明をお願いいたします。

税務課長 税務課長の小林です。ほか3名が出席をしております。どうぞよろしく願いいたします。

収納課長 収納課長の片野です。ほか2名が出席しております。よろしく願いいたします。

税務課長 それでは、予算書の17ページをお開きください。

款、項、予算額の順にご説明をいたします。

1款市税、1項市民税28億1,385万6,000円。市民税は個人市民税と法人市民税の合計となっております。

続きまして、2項固定資産税33億5,863万4,000円。なお、固定資産税は固定資産税と国有資産等所在市町村交付金及び納付金の合計となっております。

続きまして、本ページと18ページになります。

3項軽自動車税2億1,935万6,000円。

4項市たばこ税4億1,772万8,000円。

5項都市計画税3億1,412万2,000円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 続いて、歳出、2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、2項徴税费、1目税務総務費、2目賦課徴収費について説明をお願いします。

税務課長 それでは、予算書の62ページをお開き願います。なお、主要事業説明書につきましては24ページで税務課所管の固定資産課税台帳整備事業、26ページでは収納課所管の徴収事務費となっております。

款、項、目、予算額の順にご説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、右側の説明欄の丸印、一番上に記載をしております市税等過誤納還付金2,000万円。この過誤納還付金の主な支出内容としましては、納税者が納付した市税の減額更正等による市税の還付金等でございます。

続きまして、2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費2億630万5,000円。税務総務費につきましては、職員人件費、税務総務事務費、固定資産評価審査委員会設置事業の3事業となり、このうち固定資産評価審査委員会設置事業は総務課所管の事業となります。

続きまして、63ページの下段から65ページまでになります。

2目賦課徴収費8,079万5,000円。賦課徴収費は、賦課事務費、徴収事務費、固定資産課税台帳整備事業の3事業です。主なものとしては賦課事務費になりますが、11節の役務費では郵送料及び確定申告関係として申告相談事務員派遣及びコールセンター職員派遣の受付事務に伴う手数料、12節の委託料では固定資産税賦課に伴う電算処理委託料などが主な支出内容となっております。次の64ページ中段にある徴収事務費ですが、主なものとして、11節の役務費では郵送料、コンビニ収納事委託手数料、18節の負担金補助及び交付金では、茨城租税債権管理機構の負担金などが主な支出内容となっております。次の65ページ上段にある固定資産課税台帳整備事業につきましては、12節の固定資産税の賦課に伴う課税台帳作成のための委託料、13節の使用料及び賃借料では固定資産税事務支援システム利用料及び家屋評価を行うためのシステム借上料などが主な支出内容となっております。

以上、税務課、収納課分になります。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

渡邊委員 すみません、63ページなんですけれども、中段にあります税務総務事務費の中の負担金で、地方税共同機構に負担している金額が300万円ぐらい増額になっていると思うんですが、これ何かあつての話ですか。

税務課長 共通納税利用システムを利用しました地方統一QRコード、eL-QRと言いますが、こちらが全国的に導入をされ、市県民税（普徴）、固定資産税、軽自動車税が対象となったことによる負担金の増となっております。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で税務課及び収納課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後1時32分）

再開（午後1時33分）

委員長 再開いたします。

防災課が出席しました。

議案第14号 那珂市犯罪被害者等支援条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

防災課長 防災課の課長の石井です。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第14号 那珂市犯罪被害者等支援条例をご覧ください。

議案第14号 那珂市犯罪被害者等支援条例。

那珂市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月11日提出。那珂市長。

提案理由といたしましては、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、市並びに市民等及び事業者等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する基本事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利、利益の保護を図るとともに、社会全体で犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として本条例を制定するものです。

次ページ、2ページから4ページまでが条文になりますが、説明は5ページの那珂市犯罪被害者等支援条例の概要で説明させていただきます。

それでは、5ページをご覧ください。

昨年10月の全員協議会において、本市においても犯罪被害者等への支援に関する条例を制定したいと考え、当条例案の概要について説明させていただきましたが、改めて条例の内容について説明させていただきます。

まず、第1条の目的は、さきにご説明しました提案理由と同様になります。

続きまして、第2条では、この条例での用語の定義づけをしております。

続きまして、第3条では、この条例の基本理念について述べています。第1項では、個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を尊重して支援を行う。第2項では、受けた被害の状況及び原因、その置かれている状況やその他の事情に

応じ適切に支援を行い、二次的被害及び再被害が生じることがないように十分配慮して行う。第3項では、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、また二次的被害及び再被害を防止、軽減できるよう必要な支援を途切れることなく提供する。

これらを基本理念とし、この基本理念を実現するために第4条で市、第5条で市民等、第6条で事業者等の責務を明らかにします。

第7条では、市に総合的に対応する窓口を設置することを述べています。この窓口は防災課に設置をいたします。そして、この窓口を通して支援内容等を提供することとします。

第8条から第13条までが提供する支援内容になります。そのうちの一つとして、第13条で主に経済的負担の軽減を図るための支援として見舞金を給付することとしております。この給付規則は別に定めますが、死亡の場合に遺族見舞金として30万円、入院等の場合に重傷病見舞金として10万円を給付することとしております。

第14条から第18条までは支援を行うための体制等を整備し、理解促進を図ることとしていることを述べております。

本条例の施行につきましては、議決が得られれば、令和6年4月1日から施行することを予定しております。

条例の概要は以上となります。なお、この条例の案を令和5年12月13日から令和6年1月17日までの期間でパブリックコメントを実施しました。ホームページの閲覧数は120件ございましたけれども、意見はございませんでした。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算(防災課所管部分)を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、10目交通安全対策費、11目原子力対策費、14目諸費について説明をお願いいたします。

防災課長 それでは、引き続きよろしくをお願いいたします。

それでは、防災課所管事業の令和6年度予算について説明させていただきます。なお、主要事業説明書につきましては28ページから32ページまでが防災課所管の事業となります。

では、予算書の58ページをご覧ください。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

中段になります。

2款総務費、1項総務管理費、10目交通安全対策費、本年度予算額307万円になります。前年度と比較しまして41万円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、高齢運転者の交通事故防止、事故時の被害軽減のため、自己所有の自動車に急発進抑制装置を設置した際に、その装置の購入、設置に係る経費の2分の1、上限3万円として補助金を交付する制度を新設し、本年度は45万円を計上したためになります。なお、この制度につきましては今後の利用状況により見直す場合もありますということになります。

続きまして、下段になります。

2款総務費、1項総務管理費、11目原子力対策費、本年度予算額482万2,000円になります。前年度と比較しまして55万5,000円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、本年度予定している避難訓練において、避難対象地区を増やし、その際に使用する一次集合所の会場設営等が必要となることから、委託料の65万8,000円を計上したためになります。

続きまして、61ページをご覧ください。

中段になります。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、本年度予算額9,529万1,000円になります。この費目の中で防災課が所管する事業は、次ページ、62ページ、上から2つ目の防犯事業と4つ目の犯罪被害者等支援事業になります。

防犯事業の本年度予算額は592万6,000円になります。前年度と比較しまして73万円の減となっております。減額の主な理由といたしましては、防犯カメラ設置費用に係る県補助金が令和5年度で終了したことから、設置台数を前年度までの2台から1台に減らしたためになります。また、新たに犯罪被害者等支援事業、本年度予算額45万円を計上しています。この事業の主なものといたしましては、さきに条例案を提出させていただき、そこでご説明させていただいた犯罪被害者等支援条例第13条に係る見舞金の給付になります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ございませんか。

副委員長 すみません、58ページの、主要事業説明書では28ページになります。今回、自動車急発進抑制装置、予算つけていただきまして、これ以前に私質問させていただいて提案したものでよろしいんですね。ありがとうございます。予算をつけていただきまして。それで、45万円ですから3万円を上限とするとなると大体15件ぐらいの一応希望者があればということですね。了解しました。まず、予算入れていただきまして、ありがとうございます。それをちょっと言わせていただきます。少しでも事故が少なくなるように期待したいと思います。

もう一点、あとこれの周知方法については今後どのようにしていくのか、その点だけお聞きします。

防災課長 こちらの急発進装置の周知方法になりますけれども、通常の市の広報、あとホームページ、SNS等を予定しておりまして、あわせて、市内の車関係の事業者チラシを作成したりして周知は進めていきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 次に、2款総務費、7項災害復旧費、1目過年度災害復旧費について説明をお願いいたします。

防災課長 続きまして、71ページをご覧ください。

下段になります。

2款総務費、7項災害復旧費、1目過年度災害復旧費、本年度予算額47万3,000円になります。前年度と比較しまして20万6,000円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、2年に1回行う空間放射線量率測定用機器の点検校正用費用19万8,000円を計上したためになります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ございますか。

渡邊委員 すみません、この原子力被害対策事業費のことをお聞きしたいんですけれども、放射線量の測定調査を毎月各施設等でやっているかと思うんですが、これっていつまでという言い方は変ですけども、どのぐらいの期間を今後続けていく予定なのかというのをお聞きしたいんです。というのは、確かに東日本大震災のときからずっと測定は続けている。近年ほぼ安定しているのかなと。ただ毎月毎月同じ箇所放射線量を図っているんですけども、ある程度安定しているのであれば回数をもうちょっと減らしてもいいのではないのかなと。例えば2か月に一遍、毎月でなくて2か月に一遍とか、3か月に一遍というのも一つの方法なのかなと思います。今回、放射線測定器の保守点検の費用を計上されているのでそこでちょっと気がついたんですけども、測定する以

上は当然保守点検はしなきゃならないのは分かるんですが、ただ測定をしていく箇所、期間はちょっと減らしてもいいのかなど。あとは、毎月毎月どこかの箇所で測定していれば、そこで異常が出れば再度詳細調査をするというような形でもいいのかなと思うんですけども、この辺ちょっと検討していただければと思います。

私からは以上です。

委員長 答弁は。

渡邊委員 答えられないと思いますので、検討してもらえれば。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 次に、8款消防費、1項消防費、5目災害対策費について説明をお願いいたします。

防災課長 では、続きまして133ページをご覧ください。

一番下の段になります。

8款消防費、1項消防費、5目災害対策費、本年度予算額4,393万1,000円になります。前年度と比較しまして594万7,000円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、防災無線管理事業におきまして、令和3年から利用している那珂市防災アプリが現在スマートフォンに搭載されている最新のOSに対応していないためダウンロードできない状況になっており、それを解消するためにアプリのアップデートが必要となったため、その更新費用786万5,000円を計上したためになります。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

木野委員 今回の防災アプリの件ですけれども、いつ頃にそれは使えるようになるのか、お願いできますか。

防災課長 いろいろご迷惑かけて申し訳ございません。一応6月には更新作業が済むのではないかと予定しております。

以上でございます。

木野委員 ぜひ、結構皆さん楽しみに見えていますので、やっぱり結構防災無線と同じようにできるというのもありますし、家の中にいるときは聞こえないという部分があるものですから、今ほとんどがスマートフォン等持っているものですから、ぜひ少しでも早めに作っていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 委員長 質疑を終結いたします。

以上で防災課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後1時48分）

再開（午後1時49分）

委員長 再開いたします。

市民協働課が出席しました。

議案第2号 那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明願います。

市民協働課長 市民協働課長の秋山です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にてご説明させていただきます。

それでは、議案第2号をご覧ください。

議案第2号 那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

提案理由といたしましては、令和6年6月にふれあいセンターすがやが供用開始することに伴い、名称及び位置、使用料等の規定を追加するため、本条例の一部を改正するものです。

次のページをお開きください。

改正内容になります。那珂市コミュニティセンター施設及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。第3条の表中、「ふれあいセンターよこぼり」をふれあいセンターよこぼりの次に「ふれあいセンターすがや」に改めます。次に、別表1の1の表中「ふれあいセンターよこぼり」の使用料を、ふれあいセンターよこぼりの使用料の次に「ふれあいセンターすがやの使用料」に改めます。

次のページをお開きください。

附則。この条例は令和6年6月6日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。2、この条例による改正後の那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の規定によるふれあいセンターすがやの使用申請及び使用許可、その他の準備行為はこの条例の施行の前においても行うことができる。3、那珂市総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正いたします。第4条中、第5号を削り、第6号を第5号とする。第5条中、第5号を削り、第6号を第5号とする。第6条中の表、市民活動支援センターの項を削る。第14条第1項中、第7号を削り、第8号を第7号とする。を追記いたします。

この総合保健福祉センターの一部改正は、まちづくり推進のため、市民活動団体、ボランティア団体等の活動を総合的に支援するために、平成23年度当初、暮らし、困り事、地域づくりに関する相談などの活動を行っている社会福祉協議会の全ての機能が総合福祉センターひだまり内にあったことから、市民活動支援センターをひだまりに設置いた

しました。今回、社会福祉協議会は瓜連に機能移転していることを踏まえ、また新たに地域コミュニティ施設の完成に併せ、コミュニティ施設内において地区まちづくり委員会と連携及び地域の核となるコミュニティセンター内に移動し、さらなる利用促進を図る目的で移動するものです。なお、利用に関し必要な事項は、那珂市市民活動支援センター利用規則を定め現在運用しておりますが、今後は那珂市市民活動支援センター設置規則に改定して運用を図ってまいります。

次の4ページから9ページは新旧対照表になります。

最後の10ページは改正する条例の概要になっております。説明した内容と同様になりますので割愛させていただきます。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第2号の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算(市民協働課所管部分)を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、7目コミュニティ費について説明をお願いいたします。

市民協働課長 市民協働課所管の令和6年度予算についてご説明させていただきます。なお、主要事業説明書におきましては33ページから36ページが市民協働課所管の事業になります。

それでは、予算書51ページをお開き願います。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

下段になります。

2款総務費、1項総務管理費、7目コミュニティ費、予算額2億5,001万1,000円でございます。前年度と比較しまして5億3,261万9,000円の減となります。減額的主要理由は、四中学区コミュニティセンター、ふれあいセンターすがや整備事業が完了したため

です。

続きまして、56ページをお開き願います。

下段になります。

ふれあいセンターすがや管理事業。施設が完了しましたので、令和6年6月に竣工式典を行い、その後に供用開始をいたします。供用開始後に係る施設管理に必要な事業費、ふれあいセンターすがや管理事業1,592万8,000円が事業として追加となっております。

続きまして、57ページ、上段をご覧ください。

らぼーる改修事業についても、令和6年度から施設の大規模改修等の予算は管理事業内ではなく新たな事業としたことから、らぼーる改修事業についても追加になります。予算額は1,337万2,000円です。老朽化による舞台照明の改修工事になります。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 次に、2款総務費、1項総務管理費、8目男女共同参画推進費、9目国際市民交流費について説明をお願いいたします。

市民協働課長 57ページをお開き願います。

中段になります。

2款総務費、1項総務管理費、8目男女共同参画推進費、予算額28万8,000円でございます。こちらは、男女共同参画を推進する事業費と助成団体への補助金になります。

次の段になります。

2款総務費、1項総務管理費、9目国際市民交流費、予算額1,664万3,000円でございます。こちらは国際交流を推進する事業費及び市国際交流協会への補助金になります。主な増減理由は、コロナウイルス感染症の影響で中止していた国際交流推進事業で、7月、8月に実施予定のアメリカオークリッジ市との中学生交換交流事業と5月のゴールデンウィークに友好交流協定締結を予定している台湾台南市との友好交流協定締結式に関する渡航の委託費になります。

1ページめくっていただきまして、上段になります。

横手市友好都市20周年記念事業。10月22日に秋田県横手市との友好都市協定締結から20年を迎えるために、記念式典事業に係る事業費を新たに追加いたしました。事業費は354万5,000円になります。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結します。

以上で市民協働課所管の部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

それでは休憩いたします。2時10分再開といたします。

休憩（午後2時00分）

再開（午後2時11分）

委員長 再開いたします。

市民課が出席いたしました。

議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算（市民課所管部分）を議題といたします。

歳出、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、2目一般旅券発給費について説明をお願いいたします。

市民課長 市民課長の関です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、令和6年度一般会計予算のうち市民課所管について説明いたします。なお、主要事業説明書につきましては37ページから39ページまでが市民課所管の事業となっております。

それでは、予算書65ページをお開きください。

款、項、目、予算額の順にご説明します。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費1億3,931万9,000円。このうち市民課が所管する事業でございますが、66ページをお開きください。戸籍住民基本台帳事務費、個人番号カード交付事業、67ページの証明書コンビニ交付事業の3事業で、4,837万5,000円になります。66ページ上段の戸籍住民基本台帳事務費でございますが、国におけるDX推進の一環としまして、地方自治体の各種システムを標準化することが進められております。戸籍住民基本台帳事務費では、戸籍システムという、こちらのクラウド方式への移行を予定しております。また、戸籍の読み仮名対応のシステム改修などを進めてまいります。同じく66ページ中段でございます。個人番号カード交付事業になります。こちらにつきましては、マイナンバーカードと健康保険証を一体化したマイナ保険証が本格化する見込みです。マイナンバーカードを作りたい、お持ちになっていない方で市役所に行けない方に向けて、施設や個人宅へ出張申請を令和6年度も引き続き進めてまいります。なお、本市のマイナンバーカードの状況でございますが、2月末時点で申請率が84.5%、交付率が76%でございます。

続きまして67ページ、中段になります。

2目一般旅券発給費64万4,000円。こちらにつきましては、パスポートの発給申請の受付、交付に係るものとなっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

渡邊委員 すみません、67ページの旅券事務費にあります備品購入費、この備品というのは何を購入されるのでしょうか。

市民課長 こちらは、パスポートにＩＣチップが搭載された窓口の端末について入れ替えます。

こちらにつきましては、2006年3月から使っているもので、こちらを入れ替えます。現在はリースのほうで使っておりましたが、リースと購入比較しまして、購入のほうが経済的だということで、そちらのほうで購入を考えております。

渡邊委員 これ、ＩＣチップのリーダーということですか。

市民課長 そのとおりです。

渡邊委員 分かりました。

木野委員 さっきの個人番号交付事業の件なんですけれども、令和5年はどれぐらい出張されてカードを作られたんでしょうか。

市民課長 まず、令和4年度はポイントの付与というものがあまして、かなりの数の要望等がございましたので55回しております。それで、令和5年度につきましてはポイントの給付というか、申請が一段落しましたので、申請についても件数がちょっと少なくなっております。件数につきましては15回出張申請をしております。

以上です。

木野委員 今回もまた一応7名で12か月という予算を組まれていますが、これは前よりは減っているんでしょうか。

市民課長 人数につきましては4名少なくなっております。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 次に、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費について説明願います。

市民課長 それでは、97ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費1億3,471万5,000円。このうち市民課が所管する事業につきましては98ページでございます。下段になります。聖苑管理事業、この1事業で6,510万5,000円です。主な支出でございますが、那珂聖苑の修繕料と指定管理料でございます。修繕料では、火葬炉耐火物の全体積替えを行います。こちらが1,518万円で一番大きな修繕になります。那珂聖苑に3基ある火葬炉の耐火れんが、こちらにつきましては、10年に1度全て交換するというものになります。令和5年から令和7年にかけて、1年に1基ずつ修繕をするというペースで進めてまいります。指定管理料につきましては、那珂聖苑の運営業務、火葬業務、施設維持管理業務の3つの業務、こちらにつきましては指定管理者に支払うものでございます。指定管理につきましては、平成30年から指定管理制度で運営しております。現在は令和5年から令和9年までの5年間について、シナネンアクシア・五輪共同グループを指定しております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

委員長 ご質疑ございますか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で市民課所管分を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後2時19分）

再開（午後2時20分）

委員長 再開いたします。

環境課が出席しました。

議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算（環境課所管部分）を議題といたします。

歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、2目一般廃棄物処理費について説明をお願いいたします。

環境課長 環境課長の綿引です。ほか2名の職員が出席しております。よろしくお願いたします。

それでは、説明させていただきます。

予算書の97ページをお開き願います。なお、主要事業説明書につきましては41ページから43ページまでが環境課の所管事業となります。

予算書をご覧ください。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

下段でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費1億3,471万5,000円。このうち環境課が所管する事業につきましては、説明の欄の上から順に、環境審議会事業、衛生害虫等対策事業、狂犬病予防事業、次のページ、98ページをご覧ください。環境保全対策事業、1つ飛ばしまして、公園墓地事業特別会計繰出金、1つ飛ばしまして、次のページ、99ページをご覧ください。墓地埋葬等取扱事務費、環境活動啓発事業、以上の7事業が環境課の所管事業でございます。このうち、環境活動啓発事業につきましては、主要事業説明書の41ページでございます。主なものといたしまして、令和6年度は地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定を行うため、策定に係る委託料等を追加いたしましたため前年比増額になっております。なお、環境課所管事業の合計額は、環境衛生費の予算額1億3,471万5,000円のうち、7事業合計で1,187万7,000円でございます。

続きまして、予算書の99ページをご覧ください。

下段になります。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費5億7,726万1,000円。事業につきましては、清掃総務事務費、次のページ、100ページをご覧ください。ごみ啓発等推進事業、大宮地方環境整備組合負担金でございます。このうち、ごみ啓発等推進事業につきましては、主要事業説明書の42ページでございます。主なものといたしまして、ごみの啓発推進につきましては、令和8年4月から容器包装プラスチックの分別回収を開始する予定でござ

ざいまして、6年度は周知期間といたしましてPR用のチラシを作成しまして配布を実施してまいります。また、大宮地方環境整備組合負担金、本年度予算額5億4,763万円につきましては、前年比約4,700万円の減額でございます。これにつきましては、大宮地方環境整備組合におきまして、令和5年度の繰越見込額の増と光熱費、電気料の減によるものでございます。

続きまして、予算書の100ページをご覧ください。

中段になります。

2目一般廃棄物処理費1億2,050万円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

渡邊委員 すみません、99ページの環境活動啓発事業。こちらの委託費の内訳を教えてくださいいいですか。

環境課課長補佐 お答えします。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の委託料でございます。

渡邊委員 この762万3,000円は、この実行計画策定だけということよろしいですか。

環境課課長補佐 そうでございます。

渡邊委員 それでは、今まで行っていました壁面緑化、それとか手話通訳者の派遣事業はどのようなになったんでしょうか。

環境課課長補佐 すみません、申し訳ございません、訂正します。

そちらについてもこの委託料のほうに、グリーンカーテン等、エコチャレンジとか、そういうものも入ってございます。失礼しました。

渡邊委員 改めて質問します。内訳を教えてください。

環境課課長補佐 すみません、お答えします。

グリーンカーテン、壁面緑化です。それとエコライフチャレンジの参加者のための参加賞、それから地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定のための委託料。

以上になります。

渡邊委員 すみません、内訳の金額も教えてくださいいいですか。

ちなみに、昨年度は壁面緑化で7万2,000円、手話通訳派遣事業で4万円だったかと思うんです。今年度、これプラスなのか増減があったのか分からないですけれども、それに地球温暖化実行計画が幾ら、合計762万3,000円だったということですので、その内訳を教えてください。

環境G長 申し訳ございません。先ほどの説明、一部訂正させていただきます。

今回の委託料につきましては、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に関する委託料のみとなっております。壁面緑化及び手話通訳につきましては計上しておりません。

以上です。

渡邊委員 また話戻るんですけども、今までやっていた壁面緑化とか何かは、事業はもうやらないということですか。

環境課長 壁面緑化の委託につきましては、消防本部の壁面緑化をするために高いところからつるすという形のものでしたので委託しておりましたが、来年度から消防本部の壁面緑化を行わないという形にしましたので、委託料が減額となりました。よって、壁面緑化につきましては需用費の中で直営で行うという形にいたしまして、壁面緑化の委託に関しては減額という形になりましたので壁面緑化はゼロ。全ての金額が次年度の区域施策編の委託料という形になってございます。

以上でございます。

渡邊委員 分かりました。地球の温暖化とか、あとはヒートアイランドということを見ると、壁面緑化というのはやはり有効な手段だと思うんです。それを今まで委託でやっていた実施していた。これがこれからは直営で、自前で、需要費でやりますよという話であればいいんですけども、やはりせっかく地球環境という形でやっているものをやめますというのはなかなか難しいなと思いますので、引き続き何らかの形で続けていただければなと思います。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 以上で質疑を終結します。

続きまして、議案第21号 令和6年度那珂市公園墓地事業特別会計予算を議題といたします。

歳入について、執行部より一括して説明をお願いいたします。

環境課長 それでは、那珂市公園墓地事業特別会計、歳入についてご説明申し上げます。

それでは、予算書の233ページをお開き願います。

説明させていただきます。

市営公園墓地の福ヶ平霊園と瓜連富士霊園の歳入でございます。

款、項、予算額の順にご説明いたします。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料500万円、2 項手数料4,000円。

2 款管理料、1 項管理料483万2,000円。

3 款繰入金、1 項繰入金1,000円。

4 款繰越金、1 項繰越金316万3,000円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ございますか。

(なし)

委員長 続きまして、歳出について、執行部より一括して説明をお願いいたします。

環境課長 それでは、予算書の234ページをお開き願います。

説明させていただきます。

歳出でございます。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

上段でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費687万7,000円。公園墓地管理事業、この公園墓地管理事業につきましては、主要事業説明書の43ページでございます。現在、市営の公園墓地といたしましては、福ヶ平霊園と瓜連富士霊園の2か所を造成、整備しまして分譲中でございます。

続きまして、予算書、同じ234ページをご覧ください。

下段になります。

2 款諸支出金、1 項繰出金、1 目一般会計繰出金580万円。

次のページ、235ページをご覧ください。

下段になります。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費32万3,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ございますか。

(なし)

委員長 以上で質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午後2時35分)

再開(午後2時37分)

委員長 再開いたします。

会計課が出席しました。

議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算(会計課所管部分)を議題といたします。

歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、4 目会計管理費について説明をお願いいたします。

会計課長 会計課の茅根です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、予算書43ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費1,523万4,000円です。こちらは、会計事務の諸経費を計上しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ございますか。

渡邊委員 すみません、役務費、手数料の中の口座振込、これが625万9,000円、新たに計上されているかと思うんですけども、これについてちょっとご説明いただいてよろしいですか。

会計課長 こちらにつきましては、公金振込に対する手数料になります。

以上でございます。

渡邊委員 これは新たになった制度だということによろしいんですか。

会計課長 全国一律でそうになりました。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

ほかにごございますか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で会計課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午後2時37分)

再開(午後2時39分)

委員長 再開いたします。

これより議案第19号 令和6年度那珂市一般会計予算、当委員会の所管部分について、討論、採決に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託された執行部提出議案の審議は全て終了いたしました。

執行部の皆様、ご苦労さまでした。

本日の案件は全て終了いたしました。

以上で総務生活常任委員会を閉会といたします。

なお、次回の総務生活常任委員会で当委員会の今後の調査事項を協議したいと思いますので、委員の皆様は事前にご検討をお願いいたします。

本日はどうもお疲れさまでした。

閉会（午後2時40分）

令和6年5月28日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 小池 正夫